

# 伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

令和4年3月7日

伊予市告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び市民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅用新エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「住宅用新エネルギー設備」とは、別表第1に定める設備で、一般に販売されている未使用のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する市内の一戸建て住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。）に住宅用新エネルギー設備を設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の住宅用新エネルギー設備付き住宅を購入した者
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 同一住宅に係る同一の住宅用新エネルギー設備について、過去にこの補助金と同様の金銭給付を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請は様式第1号により行うものとする。

この場合において、申請の期間は、住宅用新エネルギー設備の導入を完了した日（当該設備の保証開始日又は電力会社との系統連携が完了した日）から1年以内とする。

（手続の代行）

第6条 申請者は、前条に規定する手続について、第三者に代行させることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

（補助金の請求）

第8条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第3号により行うものとする。

（取得財産の処分）

第9条 規則第18条に規定する承認の申請は、様式第4号により行うものとする。

2 規則第18条第ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（報告及び現地調査）

第10条 市長は、補助事業の終了後においても、必要に応じて補助事業者に対し住宅用新エネルギー設備の使用状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量が1kwh以上の蓄電地部と電力変換装置等が一体的に構成され、太陽光発電システムと接続し、住宅に設置されたものであること。
電気自動車等充給電設備	電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、電気自動車等と住宅とで電気を融通し合うことができる装置で、住宅に設置されたものであること。
家庭用燃料電池システム	定格運転時において、0.5kwから1.5kwの発電能力がある燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、電力と熱の供給を主目的としたシステムのうち、住宅に設置されたものであること。

別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 本体機器費（蓄電地部、電力変換装置） (2) 附属機器費（計測、表示装置、キュービクル等） (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)
電気自動車等充給電設備	(1) 本体機器費 (2) 附属機器費（充電コネクタ、ケーブル等） (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)
家庭用燃料電池システム	(1) 燃料電池ユニット (2) 貯湯ユニット (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。